

令和2年度監査報告書

公の施設の指定管理者監査

国分寺市立しんまち児童館，国分寺市立第一新町学童保育所
国分寺市立第二新町学童保育所及び国分寺市立戸倉学童保育所

令和2年 12 月

国分寺市監査委員

令和2年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

- 1 公の施設 国分寺市立しんまち児童館，国分寺市立第一新町学童保育所，
国分寺市立第二新町学童保育所及び国分寺市立戸倉学童保育所
- 2 指定管理者 株式会社 こどもの森
- 3 所 管 子ども家庭部 子ども子育て事業課

第3 監査の範囲

平成31年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和2年9月1日から令和2年12月25日まで
現地調査 令和2年10月13日

第5 監査の着眼点

1 所管関係

- (1) 指定管理者を導入した目的，趣旨はいかされているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は，関係法令等に根拠をおいているか。
- (3) 指定管理者の指定は，適正・公正に行われているか。
- (4) 管理に関する協定等の締結は，適正に行われているか。
- (5) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (6) 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正に行われているか。
- (7) 業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- (8) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定める場合，利用料金は合理的なものになっているか，その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領

収書類の整備、保存は適正に行われているか。

- (5) 収納事務は適正に行われているか。
- (6) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力は行われているか。
- (8) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 株式会社 こどもの森

2 指定の意義

国分寺市立しんまち児童館、国分寺市立第一新町学童保育所、国分寺市立第二新町学童保育所及び国分寺市立戸倉学童保育所の管理に関し、国分寺市が株式会社こどもの森に指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、地域福祉の一層の増進を図ることにある。

3 業務の範囲

- (1) 国分寺市立児童館条例（平成10年条例第5号）第3条に規定する児童の健全な育成を図る事業等の実施に関する業務に関すること。
- (2) 国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号）第3条に規定する児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務に関すること。
- (3) 施設の使用に伴う利用者へのサービスの提供に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関すること。
- (6) 施設の管理運営に関し市長が必要と認めること。

4 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

5 指定管理費

平成31年度	82,688,000円
令和2年度	82,779,551円
令和3年度	84,056,169円

令和 4 年度 85,230,935 円

令和 5 年度 86,609,405 円

6 決算額

平成 31 年度 82,688,000 円

7 施設の概要

国分寺市立しんまち児童館，国分寺市立第一新町学童保育所，国分寺市立第二新町学童保育所

所在地 国分寺市新町一丁目 7 番地 2

面積等 延床面積 537.96 平方メートル

国分寺市立戸倉学童保育所

所在地 国分寺市戸倉三丁目 5 番地（国分寺市立第十小学校用地内）

面積等 延床面積 89.47 平方メートル

第 8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，現地調査及び提出された書面により調査した限りにおいては適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 所管（子ども子育て事業課）

（1）協定書に定めのある書類の提出について

施設の管理に関する協定書において提出しなければならないこととなっている貸借対照表及び損益計算書等の決算書について，指定管理者は所管課以外の課に他の事業で必要な書類として市に提出していたが，所管課が指定管理者に提出を求めていなかったため，確認ができていなかった。今後は，提出を求めるよう改められたい。

（2）選定時の提案内容の確認について

指定管理者を選定する際の応募書類として提出された人員配置計画書に記載されている人員配置の実施状況について，所管課での確認が不足していた。今後は，選定時の提案内容が実施されているか確認するよう改められたい。

第 9 総括意見

指定管理者制度は，公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで，市民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。指定管理者の選定においては，制度の趣旨を踏まえ原則公募により行われ，提案内容に優位性のある事業者が選定されている。したがって，応募事業者の提案内容は，選定評価に大きく影響を及ぼすものであるから，選定された事業者の提案内容がその

事業者により確実に実施されることが重要であり，市においては監督及び評価を適正確実に実施することが重要となる。

しかしながら，今回に限らずこれまでの公の施設の指定管理者監査における調査の結果から見ると，指定管理者の監督及び評価は，主に当該年度の事業計画書を元に行うこととなっており，選定時の提案内容が実施されているかを確実にチェックするのが難しい仕組みとなっているのが現状である。また，管理業務と自主事業の区別，経理に関する帳票の記載方法及び提出すべき書類等について，市と指定管理者の間に認識の相違が見受けられた。

これらのことは，協定書及び仕様書等で内容が明確にされていないことも要因の一つであると考えられる。選定時の事業者による提案内容，管理業務と自主事業の区別，提出が必要となる書類の様式，収支に係る科目等の定義，間接経費の積算根拠等記載が必要となる事項等について，協定書及び仕様書等で明確にするよう整理し，それらに基づき適正に指定管理者の監督及び評価が行われるよう検討されたい。